

改正

平成29年3月31日告示第95号

平成30年3月30日告示第114号

令和2年3月31日告示第93号

行田市ふるさとづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市ふるさとづくり基金条例（平成元年条例第3号）に基づき設置する基金からの繰入金を財源として、本市の魅力あるまちづくりに資するNPO法人、活動団体等が行う事業に対して実施する補助金の交付について行田市補助金等交付規則（昭和52年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 足袋蔵等歴史的建築物

築50年以上経過している足袋蔵等の建築物で歴史的・文化的価値を有する外観的特徴を備えたものをいう。ただし、利用目的が政治、宗教に係るものを除く。

(2) 行田らしいまち並み

城下町、足袋の町としてにぎわった行田市をイメージさせる外観を備えた建築物により構成されたまち並みをいう。

(3) おもてなし・にぎわい創出

行田市を訪れる観光客が、より快適に過ごすことができるようにするための取組をいう。

(4) 日本遺産構成資産

日本遺産認定ストーリーである「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」を構成する重要な資産をいう。

(事業の種類)

第3条 この要綱に基づき補助金を交付する対象事業の名称及び事業内容は、次のとおりとする。

(1) 足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業

足袋蔵等歴史的建築物を修理し、又は改造し、この建築物を活用した事業を実施すること。

(2) 行田らしいまち並みづくり事業

行田らしいまち並みに調和させるための建築物等の設置、外観の改修等を実施すること。

(3) おもてなし・にぎわい創出事業

本市を訪れる観光客がより快適に過ごすことのできる施設の整備等を実施すること。

(4) 日本遺産構成資産公開活用促進事業

日本遺産構成資産である歴史的建築物を広く一般公開するための改修等を実施すること。

(5) まち並み景観形成モデル事業

八幡通りのまち並みづくり基本構想に基づいた地域において、行田らしいまち並みに調和させるための建築物等の設置及び外観の改修等を実施すること。

(補助対象地区)

第4条 補助金の対象となる地区は、行田地区及びその周辺とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者及び団体（以下「補助対象者」という。）は、それぞれ次の要件を満たすものとする。

- (1) 第3条第1号の事業については、文化振興等の公益性の高い事業を実施する団体等で、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした活動を行っていないものであること。
- (2) 第3条第2号、第3号又は第5号の事業については、建築物又は施設の所有者であること。
- (3) 第3条第4号の事業については、建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た者であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、申請年度内に実施する事業に係るもののうち、それぞれ次に掲げる経費とする。

- (1) 第3条第1号の事業については、建築物の修理又は改造に係る経費及び建築物を活用した文化振興、まちづくり等の事業（以下「ソフト事業」という。）に係る経費とする。
- (2) 第3条第2号から第5号までに掲げる事業については、建築物等の設置及び改修並びに施設の整備に係る経費とする。
- (3) 前2号に掲げる経費には、企画費、広報費、調査費、備品購入費、人件費及び飲食費は含まないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合

は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第1号の事業 前条第1号の経費のうち、建築物の修理又は改造に係る経費については補助対象経費の10分の10以内とし、ソフト事業に係る経費については補助対象経費の2分の1以内（建築物の修理又は改造に係る経費の額の5分の1を上限とする。）とし、これらを合計した上限を2,000万円とする。
- (2) 第3条第2号の事業 前条第2号の経費の額の2分の1以内とし、上限を100万円とする。
- (3) 第3条第3号の事業 前条第2号の経費の額の2分の1以内とし、上限を40万円とする。
- (4) 第3条第4号の事業 前条第2号の経費の額の3分の2以内とし、上限を500万円とする。
- (5) 第3条第5号の事業 前条第2号の経費の額の10分の10以内とし、上限を200万円とする。

2 補助金の交付は、1建築物又は1施設について1回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（事業の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1号の事業 所有者が10年以上にわたり当該事業活動のために建築物等を貸与する旨了承したことを証する書面及び補助対象者が10年以上にわたりソフト事業の実施について誓約する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（事業の認定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、規則第8条第1項に規定する審査及び調査等を実施した後、これを行田市ふるさとづくり事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）に付議し、意見を求めるものとする。

2 市長は、選定委員会の意見を尊重し、予算の範囲内において事業認定の可否を決定するものとする。

（選定委員会の組織等）

第10条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募の市民

(4) 市職員

- 3 選定委員会の委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(選定委員会の会議)

第11条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。
- 5 会議において事業の審査を行う場合は、申請者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

(事業の認定基準)

第12条 選定委員会は、次に掲げる基準に基づき、事業認定の可否について審査するものとする。

- (1) 公益性が高い事業であること。
- (2) 事業内容及び事業費が妥当であること。
- (3) 第3条第1号の事業については、ソフト事業により一定の効果が見込まれること。
- (4) 第3条第5号の事業については、補助対象者がおもてなし・にぎわい創出に係る活動に参加し、又は行うことが認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基金の設置目的である個性的で豊かなふるさと創出の趣旨に適合していること。

(外観変更の制限)

第13条 補助金の交付を受け、事業を実施した補助対象者は、当該事業に係る工事完了の日から起算して10年間は、当該工事を行った建築物等について、その外観の変更（取壊しを含む。）をしてはならない。ただし、市長が外観の変更についてやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受け、事業を実施した補助対象者は、当該事業に係る工事完了の日から起算して10年間は、補助対象物を補助金の交付趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸出し、除去し、又は担保に入れてはならない。

(事業内容の変更)

第15条 補助対象者は、第3条第1号の事業において行うソフト事業について、10年以内にその内容を変更する場合は、事前に市長と協議を行うものとする。

2 前項の協議に当たり、市長は、本制度の趣旨に反しない範囲での変更であると認めたときは、事業内容の変更を許可するものとする。

(建築物等の管理)

第16条 補助対象者は、補助対象物の適切な維持管理に努めなければならない。

(事業成果等の報告)

第17条 補助対象者は、補助金の交付を受けた後10年間、その活用実績や効果など事業の成果に関する報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出は、市長が適当と認める場合は省略することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第95号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第114号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第93号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。